

態度変容に及ぼす検閲の効果

深田博己・戸塚唯氏・湯 永隆

(2001年9月28日受理)

The effects of censorship on attitude change

Hiromi Fukada, Tadashi Tozuka, and Yung Lung Tang

The experimental study on censorship was conducted to investigate the effects of (1) censor power and (2) the type of freedom re-establishment of communication on the recipients' attitude change in hypothetical situations. The censor was either a powerful or powerless agent, and the type of freedom re-establishment was direct re-establishment of freedom, re-establishment of freedom by implication, or non-re-establishment of freedom. The results indicated that both of the two independent variables, i.e. (1) and (2), mentioned above did not influence the subjects' attitude change toward the censored communication topic. The subjects in the non-re-establishment condition perceived greater threat to freedom than those in the direct re-establishment condition. And the subjects in the direct re-establishment and re-establishment by implication conditions perceived the communicator more positively than those in the non-re-establishment condition. The results in the present experiment have been interpreted according to the psychological reactance theory.

Key words : communication, censorship, psychological reactance, attitude change, re-establishment of freedom.

キーワード : コミュニケーション, 検閲, 心理的リアクタンス, 態度変容, 自由の回復

問 題

コミュニケーションと検閲

コミュニケーションには、主として意味伝達過程、相互作用過程、影響過程という3つの側面が存在する(深田, 1998)。説得的コミュニケーションに分類されるコミュニケーションは、それらの側面のうち影響過程に焦点を当てるタイプのコミュニケーションである。一般的に説得的コミュニケーションとは、一定の態度的立場に立つ送り手が自己の立場の方向へと受け手の態度を唱導する。すなわち、送り手は、自らの意図する方向へと受け手の態度変化を引き起こそうと働きかける。

しかし、送り手が受け手に対して説得的コミュニケーションを提示することは、常に自由に行われるとは限らない。全体主義的國家の場合には、国家体制の維持

に不利益とみなされる情報やコミュニケーションへ國民が接触しないよう情報統制が行われる。また、カルト(狂信的で反社会的な宗教集団)では、教団運営を妨害するような外部情報へ信者が接触することを禁じ、徹底した情報統制がなされる(西田, 1995)。このようにコミュニケーションをチェックし、強制力を行使してコミュニケーションを抑制する行為のことを検閲(censorship)という。

コミュニケーションの検閲事態における当事者は、コミュニケーションの送り手、コミュニケーションの検閲者、コミュニケーションの潜在的受け手の三者である。そして、典型的な検閲事態では、コミュニケーションの唱導方向(すなわち送り手あるいはコミュニケーションの態度的立場)と検閲の圧力方向(すなわち検閲者の態度的立場)とは相反する方向にある。

心理的リアクタンス理論と検閲

心理的リアクタンス理論 (Brehm, 1966; Brehm & Brehm, 1981)によると、コミュニケーションの検閲は、潜在的受け手がコミュニケーションに接触する自由を侵害する脅威となる。このことは、受け手がコミュニケーションの送り手と同じ態度的立場をとることを禁止し、検閲者と同じ態度的立場をとるよう強制することを意味する。すなわち、検閲は、送り手と同一の態度的立場をとる自由を脅やかす、検閲者と同一の態度的立場をとらない自由を脅やかすのである。検閲によるこうした受け手の態度の自由に対する侵害は、受け手に心理的リアクタンスを生じさせ、受け手の態度をコミュニケーションの唱導方向 (送り手の態度的立場の方向) へと変化させる、すなわち検閲の圧力方向と逆方向 (検閲者の態度的立場と逆方向) へと変化させると予想される。すなわち、検閲者の立場と逆方向 (検閲されたコミュニケーションの唱導方向) へと態度を変化させることによって、受け手は態度の自由を回復しようと試みる、と心理的リアクタンス理論は予測する。本研究は、心理的リアクタンス理論の枠組みから、コミュニケーションの検閲が態度変化に及ぼす影響を検討する。

検閲効果に関する先行研究

心理的リアクタンス理論の枠組みから実施されたコミュニケーションにおける検閲効果の先行研究を概観する。Wicklund & Brehm (1967)の研究では、投票年齢引き下げのコミュニケーションについて、送り手を州選挙管理委員会の Feiffer 氏、受け手を中学生、検閲者を郡教育委員会の Hopkins 氏と設定した。その結果、期待していた講演が中止されたとき、講演の中止理由が教育委員会の決定によるキャンセルの場合の方が、講師の急病による中止の場合よりも、被験者は講師の態度的立場の方向へより大きい態度変化を生じさせた。すなわち検閲は、受け手の態度を検閲者の態度的立場とは逆方向へ変化させており、心理的リアクタンス理論からの予測が支持された。

続いて、Ashmore, Ramchandra, & Jones (1971)の研究では、大学への警察の介入に反対するコミュニケーションについて、送り手を実験者、受け手を大学生、検閲者を学長と設定した。そして、受け手の初期態度と検閲されたスピーチが一致する条件と不一致の条件を用意し、実験者が被験者に話そうとしていたスピーチが学長によって禁止されたと告げた。その結果、統制条件に比べて、受け手の初期態度と同一方向のスピーチが検閲された条件では、受け手の初期態度が強化 (極化) され、受け手の初期態度と逆方向のスピー

チが検閲された条件では、受け手の初期態度が逆方向へと変化した。両条件とも、検閲は、受け手の態度を検閲者の態度的立場とは逆方向へ変化させており、心理的リアクタンス理論からの予測が支持された。

検閲者が魅力的な場合でも心理的リアクタンスが生起するかどうか疑問を感じた Worchel & Arnold (1973)は、大学への警察介入反対のコミュニケーションについて、送り手を実験者、受け手を大学生、検閲者を魅力度の異なる2団体、と設定した。そして、彼らは、検閲者の魅力と検閲されたテープの聴取期待 (自由の回復) を操作した。その結果、テープを聞きたいという欲求は、検閲されたテープの聴取期待 (自由回復有り) 条件よりも聴取非期待 (自由回復無し) 条件の方が大きかったが、検閲者の魅力による差異はみられなかった。そして、検閲されたテープの聴取非期待条件では、検閲者の態度的立場と逆方向への態度変化が受け手に生じたが、検閲者の魅力による差異はみられなかった。ところが、検閲されたテープの聴取期待条件では、低魅力検閲者による検閲の場合にのみ、検閲者の態度的立場と逆方向への態度変化が受け手に生じ、高魅力検閲者による検閲の場合には、有意ではないがわずかに検閲者の態度的立場の方向への態度変化が受け手に生じた。このように、検閲によって脅やかされた自由が回復しない場合には、検閲者の魅力に関わりなく、検閲者の態度的立場と逆方向の態度変化が受け手に生じ、リアクタンス理論からの予測は全面的に支持される。他方、検閲によって脅やかされた自由が回復された場合には、検閲者の魅力の影響が認められ、低魅力検閲者による検閲のみが検閲者の態度的立場と逆方向の態度変化を受け手に生じさせ、心理的リアクタンス理論からの予測は部分的に支持されるにとどまった。なお、Worchel & Arnold (1973)の研究結果から、脅やかされた自由の回復という要因が、検閲効果の規定因として重要な役割を果たすことが指摘された。本研究では、この自由回復要因を独立変数として検討する。

Worchel, Arnold, & Baker (1975)は、大学への警察介入反対のコミュニケーションについて、送り手を実験者、受け手を大学生、検閲者を魅力度と専門性の異なる4種類の団体、と設定した。彼らは、検閲されたスピーチの方向 (受け手の初期態度との一致・不一致)、検閲者の魅力、および検閲者の専門性を操作した。その結果、受け手が自分自身の初期態度とは反対の態度的立場のスピーチを魅力的でかつ専門家の検閲者によって検閲された条件でのみ、スピーチを聞きたいという欲求が統制群より小さかった。他の7条件では、いずれも、スピーチを聞きたいという欲求が増加して

おり、送り手の立場の方向への態度変化が生じていた。すなわち、検閲は、検閲者の態度的立場と逆方向への態度変化を生じさせており、検閲が心理的リアクタンスを生じさせることが証明された。

検閲者の魅力や専門性と並ぶ特性の1つである勢力を扱った研究に深田(1977)がある。深田(1977)は、制服廃止による服装の自由化のコミュニケーションについて、送り手を大学祭実行委員会のK女子大学生、受け手をK女子大学生、検閲者をK女子大学当局と設定し、場面想定法を利用した実験を行った。そこでは、検閲者の勢力とコミュニケーションの自由の重要性が操作された。態度変化に及ぼす操作変数の効果が全くみられなかったため、受け手の初期態度と侵害された自由の重要性認知とを事後分析変数として追加分析を行った。その結果、検閲されたコミュニケーションと反対方向の初期態度をもっていた受け手のみが、検閲によってコミュニケーションの唱導方向への態度変化(検閲者の態度的立場と逆方向への態度変化)を示した。また、服装が重要であるという初期認知をもっていた受け手のみが、同様の態度変化を示した。このように、検閲者の勢力が検閲効果にどのような影響をもつかという問題については、まだ未解決のまま残されている。

本研究の目的

Worchel & Arnold (1973) で検閲効果の重要な規定因であると指摘された自由回復変数は、検閲者の勢力と極めて密接な関係をもつ変数であると考えられる。なぜならば、検閲者の勢力が大きくなるほど、検閲によって侵害された受け手のコミュニケーション接触の自由回復が困難になると推測されるからである。このように、検閲者の勢力要因と自由回復要因は交絡する可能性が考えられるけれども、本研究では敢えてこれらの要因を独立変数として操作することによって、検閲効果に果たす両要因の機能を検証する。そして、Worchel & Arnold (1973) では、自由回復要因は直接的自由回復と自由無回復の2水準で操作されていたが、本研究では新たに間接的自由回復(暗々の自由回復)の水準を加えて、3水準で自由回復要因を操作し、その影響をさらに詳細に検討したい。なお、本研究では、場面想定法を利用して、コミュニケーションの検閲が受け手の態度変化および諸反応に及ぼす影響を心理的リアクタンス理論の枠組みから検討する。

なお、検閲者の勢力が大きくなるほど、また、自由回復の程度が小さいほど、受け手の態度は、検閲者の態度的立場と逆方向へ変化し、検閲あるいは検閲者に対する受け手の諸反応はよりネガティブに、送り手あるいはコミュニケーションに対する受け手の諸反応は

よりポジティブになるであろうと仮定される。

方 法

実験計画と被験者

実験計画 検閲者勢力(高, 低)と自由回復(直接的回復, 間接的回復, 無回復)の2変数を独立変数として 2×3 の6条件を設け、さらに統制群として1条件を設けた。なお独立変数は2つとも被験者間変数であった。従属変数の測定には事後測定計画(after-only design)を利用した。

被験者 被験者は広島県内の大学生145名(男性44名, 女性98名)であった。これらのうち回答に不備があったものを除き、さらに各条件の被験者数を等しくするために無作為にデータを削除した結果、最終的な分析対象者は119名(男性33名, 女性86名)となった。なお各条件の被験者はすべて17名であった。

実験手続きと実験材料

実験手続き 実験は「脳死に関する大学生の意識調査」という名目で大学の授業時間中に集団的に行った。まず被験者に7種類の小冊子(6種類の実験群用と1種類の統制群用)のうち1つを無作為に配布し、口頭および小冊子の表紙で教示を行った。次に刺激文を読ませ、最後に質問紙に回答させた。小冊子はB4上質紙5枚(片面印刷)を二つ折りにしてとじたものであった。実験群の小冊子の構成は、1ページ目は表紙、2ページ目は白紙、3ページ目は刺激文(脳死についての基本的な記述と要因操作のための文章から成る)、4ページ目は白紙、5～8ページ目は質問紙、9～10ページ目は白紙であった。統制群の小冊子の構成は、1ページ目は表紙、2ページ目は白紙、3ページ目は刺激文(脳死についての基本的な記述のみから成る)と態度尺度、4ページ目は白紙、5～8ページ目は質問紙(フィラー項目)、9～10ページ目は白紙であった。

実験材料 刺激文の内容は脳死に関するもので、いずれの条件でも刺激文の冒頭で「脳死についての基本的な情報」が呈示された(約480字)。また実験群においては「脳死についての基本的な情報」の後に、「私立K医大で起こった、脳死を死と認めないとする講演会の開催(学生団体が主催)を大学当局が検閲した事件」を紹介し(約170字)、この事件に関する記述を変化させることによって、2つの要因を操作した。検閲者勢力要因の操作は、検閲者の監視力・処罰力の有無によって行った(約100字)。すなわち高検閲者勢力条件では大学当局に監視力や処罰力があるとし、低検閲者勢力条件では大学当局に監視力や処罰力がないとした。自

由回復要因の操作は、大学当局の検閲の後で学生が講演の内容を知る自由をどのように回復したか(しなかったか)の記述で行った(約40字)。すなわち直接的回復条件では検閲があったにもかかわらず講演会は開催されたとし、間接的回復条件では講演者の著書の要約が書かれたピラが学生によって配布されたとし、無回復条件では講演会は中止されたとした。本研究で使用した実験材料(刺激文)を補助資料1に示す。

従属変数

従属変数は、検閲者の勢力に対する認知(1項目)、自由回復認知(1項目)、自由への脅威に対する認知(2項目： $\alpha = .68$)、心理的リアクタンス(1項目)、検閲者に対する評価(2項目： $\alpha = .81$)、検閲に対する評価(2項目： $\alpha = .78$)、コミュニケーターに対する評価(2項目： $\alpha = .80$)、講演会に対する評価(2項目： $\alpha = .74$)、話題(脳死判定)に対する態度の9種類であった。自由回復認知項目以外の項目は、すべて7段階尺度で評定させた。なお複数の項目で測定した尺度については、各尺度を構成する項目の平均点を算出し、それを各尺度得点とした。

また、分析にあたっては混乱を避けるために、一部の得点を逆転させ、実験操作の検討項目を除くすべての項目の得点方向が、検閲者寄りが1点、コミュニケーター寄りが7点になるように統一した。本研究で使用した従属変数の測度と回答反応の得点化の方向については補助資料2に示す。

結 果

実験操作要因の効果についての検討

実験操作の検討 まず検閲者勢力要因の操作についての有効性を確認するために、検閲者の勢力に対する認知得点(表1を参照)を従属変数とした2要因の分散分析を行った。その結果、検閲者勢力の主効果($F(1,96) = 14.59, p < .001$)、および自由回復の主効果($F(2,96) = 13.69, p < .001$)が有意であった。すなわち、高検閲者勢力条件($M = 5.41, SD = 1.22$)の方が低検閲者勢力条件($M = 4.53, SD = 1.38$)よりも、また無回復条件($M = 5.44, SD = 1.28$)と間接的自由回復条件($M = 5.35, SD = 0.81$)の方が直接的自由回復条件($M = 4.12, SD = 1.51$)よりも、検閲者の勢力に対する認知が大きかった。なお、間接的自由回復条件と自由無回復条件の間には有意な差はみられなかった。このように、検閲者勢力要因だけでなく、自由回復要因も検閲者の勢力に対する認知に影響を及ぼしており、これらの要因の交絡がみられた。自由の直接的回復が可能な場合に比べて、不

可能な場合は検閲者の勢力が相対的に大きいことも原因になると考えられる。したがって、本研究では、自由回復要因が検閲者の勢力に対する認知に影響することを踏まえたうえで、以下の分析に進みたい。

次に自由回復要因の操作の有効性を確認するために、自由回復認知項目における回答肢別の選択度数を集計し(表2を参照)、 χ^2 検定を行った。その結果、自由回復条件(直接的回復、間接的回復、無回復)と自由回復認知(講演会強行、ピラのみ、何もせず)には有意な関連性があることが明らかになった($\chi^2(4) = 132.13, p < .001$)。すなわち直接的回復条件では講演会強行(94.1%、32人/34人)、間接的回復条件ではピラのみ(88.2%、30人/34人)、無回復条件では何もせず(76.5%、26人/34人)、と回答した被験者が有意に多かった。

以上の結果から、本研究の実験操作は概ね成功したものであるとして、以下の分析に移る。

表1 検閲者の勢力に対する認知の平均値と標準偏差

	直接的回復	間接的回復	無回復
高検閲者勢力	4.59 (1.54)	5.65 (0.79)	6.00 (0.71)
低検閲者勢力	3.65 (1.37)	5.06 (0.75)	4.88 (1.50)

注1) 括弧内の数値は標準偏差。

表2 検閲者勢力要因による自由回復認知項目の回答肢別選択者数

	直接的回復	間接的回復	無回復	計
講演会強行	32	1	1	34
ピラのみ	1	30	7	38
なにもせず	1	3	26	30
計	34	34	34	102

自由への脅威に対する認知および心理的リアクタンス まず自由への脅威に対する認知得点(表3を参照)を従属変数として2要因の分散分析を行ったところ、自由回復の主効果($F(2,96) = 4.07, p < .05$)が見いだされた。すなわち無回復条件($M = 5.74, SD = 0.78$)の方が直接的回復条件($M = 5.12, SD = 1.18$)よりも自由への脅威に対する認知得点が大きかった。間接的回復条件の自由への脅威に対する認知得点は、上記2条件の中間値($M = 5.57, SD = 0.77$)であったが、いずれの条件との間にも有意差はなかった。なお検閲者勢力の主効果($F(1,96) = 3.11, n.s.$)および両要因の交互作用($F(2,96) = 0.16, n.s.$)は認められなかった。

次に心理的リアクタンス得点(表4を参照)を従属変数として2要因の分散分析を行った。その結果、検閲者勢力の主効果($F(1,96) = 0.08, n.s.$)、自由回復の主効果($F(2,96) = 2.36, n.s.$)および両要因の交互作用($F(2,96) = 2.38, n.s.$)はいずれもみられなかった。

表3 自由への脅威に対する認知の平均値と標準偏差

	直接的回復	間接的回復	無回復
高検閲者勢力	5.32 (1.39)	5.76 (0.90)	5.82 (0.61)
低検閲者勢力	4.91 (0.91)	5.38 (0.57)	5.65 (0.93)

注1) 括弧内の数値は標準偏差。

表4 心理的リアクタンスの平均値と標準偏差

	直接的回復	間接的回復	無回復
高検閲者勢力	5.32 (1.27)	5.59 (1.06)	5.41 (0.94)
低検閲者勢力	4.94 (1.14)	5.24 (0.75)	6.00 (1.12)

注1) 括弧内の数値は標準偏差。

検閲者および検閲に対する評価 まず検閲者に対する評価得点(表5を参照)を従属変数として、2要因の分散分析を行った。その結果、検閲者勢力の主効果($F(1,96)=0.07, n.s.$), 自由回復の主効果($F(2,96)=0.32, n.s.$)および両要因の交互作用($F(2,96)=1.22, n.s.$)はいずれもみられなかった。

次に検閲に対する評価得点(表6を参照)を従属変数として、2要因の分散分析を行った。その結果、検閲者勢力の主効果($F(1,96)=0.34, n.s.$), 自由回復の主効果($F(2,96)=1.02, n.s.$)および両要因の交互作用($F(2,96)=1.02, n.s.$)はいずれもみられなかった。

表5 検閲者に対する評価の平均値と標準偏差

	直接的回復	間接的回復	無回復
高検閲者勢力	4.79 (1.16)	5.03 (0.80)	4.71 (0.81)
低検閲者勢力	4.74 (0.69)	4.79 (0.71)	5.15 (1.23)

注1) 括弧内の数値は標準偏差。

表6 検閲に対する評価の平均値と標準偏差

	直接的回復	間接的回復	無回復
高検閲者勢力	5.15 (1.44)	5.03 (1.13)	5.12 (0.89)
低検閲者勢力	4.91 (1.12)	5.12 (1.02)	5.65 (0.96)

注1) 括弧内の数値は標準偏差。

コミュニケーターおよび講演会に対する評価 まずコミュニケーターに対する評価得点(表7を参照)を従属変数として2要因の分散分析を行ったところ、自由回復の主効果($F(2,96)=14.23, p<.001$)が認められた。すなわち直接的回復条件($M=4.90, SD=0.80$)と間接的回復条件($M=4.41, SD=0.90$)の方が無回復条件($M=3.79, SD=0.84$)よりもコミュニケーターに

対する評価得点が大きかった。なお検閲者勢力の主効果($F(1,96)=0.27, n.s.$)および両要因の交互作用($F(2,96)=0.27, n.s.$)は、認められなかった。

次に講演会に対する評価得点(表8を参照)を従属変数として、2要因の分散分析を行った。その結果、検閲者勢力の主効果($F(1,96)=0.22, n.s.$), 自由回復の主効果($F(2,96)=0.22, n.s.$)および両要因間の交互作用($F(2,96)=0.25, n.s.$)はいずれもみられなかった。

表7 コミュニケーターに対する評価の平均値と標準偏差

	直接的回復	間接的回復	無回復
高検閲者勢力	5.03 (0.93)	4.41 (0.96)	3.79 (0.71)
低検閲者勢力	4.76 (0.64)	4.41 (0.87)	3.79 (0.97)

注1) 括弧内の数値は標準偏差。

表8 講演会に対する評価の平均値と標準偏差

	直接的回復	間接的回復	無回復
高検閲者勢力	5.50 (1.27)	5.27 (0.95)	5.21 (0.81)
低検閲者勢力	5.24 (0.75)	5.21 (0.99)	5.27 (0.89)

注1) 括弧内の数値は標準偏差。

話題に対する態度 話題に対する態度得点(表9を参照)を従属変数として、2要因の分散分析を行った。その結果、検閲者勢力の主効果($F(1,96)=0.65, n.s.$), 自由回復の主効果($F(2,96)=1.48, n.s.$)は見いだされなかった。すなわち、高検閲者勢力条件($M=3.86, SD=1.34$)と低検閲者条件($M=3.66, SD=1.13$)の間に有意差はなく、直接的回復条件($M=3.65, SD=1.25$)と間接的回復条件($M=4.06, SD=1.13$), 無回復条件($M=3.59, SD=1.31$)の間に有意差はなかった。また両要因間の交互作用($F(2,96)=1.27, n.s.$)は認められなかった。

次に6つの実験条件と統制群の話題に対する態度得点を比較するために、1要因7水準の分散分析を行った。その結果、条件の主効果は見いだされず($F(6,112)=1.38, n.s.$), いずれの条件間でも有意な差は無いことが明らかとなった。

表9 話題に対する評価の平均値と標準偏差

	直接的回復	間接的回復	無回復
高検閲者勢力	3.88 (1.41)	4.29 (0.99)	3.41 (1.50)
低検閲者勢力	3.41 (1.06)	3.82 (1.24)	3.77 (1.09)

注1) 括弧内の数値は標準偏差。

注2) なお、統制群の平均と標準偏差は3.35(0.93)。

話題に対する態度に影響を及ぼす要因についての相関的検討

検閲者の勢力に対する認知、自由への脅威に対する認知、心理的リアクタンス、検閲者に対する評価、検閲に対する評価、コミュニケーターに対する評価、講演に対する評価、性の8変数を説明変数として、話題に対する態度得点を基準変数とする重回帰分析（強制投入）を行った。その結果、いずれの予測変数からのパス係数も有意ではなかった（表10）。次にステップワイズ方式の重回帰分析を行ったところ、自由への脅威に対する認知からのパス係数が有意となり（標準化係数.25, $p < .05$ ）、自由への脅威に対する認知が話題に対する態度に影響を与えていることが示唆された。すなわち検閲による自由への脅威に対する認知が高まるほど、説得話題に対する態度は検閲された講演会の結論方向（検閲者の立場と逆方向）になることが示された。その他の変数からのパス係数は有意ではなく、 R^2 は.06（自由度調整済み R^2 は.05）と小さかった。

表10 話題に対する態度に影響を与える要因（強制投入法による重回帰分析）

検閲者の勢力に対する認知	.06	<i>n.s.</i>
自由への脅威に対する認知	.23	<i>n.s.</i>
心理的リアクタンス	.05	<i>n.s.</i>
検閲者に対する評価	.05	<i>n.s.</i>
検閲に対する評価	-.10	<i>n.s.</i>
コミュニケーターに対する評価	.13	<i>n.s.</i>
講演会に対する評価	-.10	<i>n.s.</i>
性	.05	<i>n.s.</i>
R^2	.08	
$Adj-R^2$.01	

注1) 表中の各変数の数値は標準偏回帰係数。
注2) 性については男性に0, 女性に1を与えてダミー変数とした。

考 察

検閲者の勢力に対する認知は、検閲者勢力要因と自由回復要因の両方の影響を受けて変化していた。高検閲者勢力条件の方が低検閲者勢力条件よりも、検閲者の勢力に対する受け手の認知を高めたのは当然であるが、自由無回復条件と間接的自由回復条件の方が直接的自由回復条件よりも、検閲者の勢力を受け手に高く認知させていた。検閲によって侵害されたコミュニケーションの自由を全面的に回復できる場合は、そうでない場合に比べて、検閲者の勢力が小さいと判断されたためであろう。このように、検閲者勢力要因と自由回復要因は密接な関係にあり、独立変数としての設定が困難であることが示唆された。

説得話題に対する態度に関して検閲者勢力要因と自

由回復要因の効果は全くみられず、本研究では態度変化の水準における検閲効果を検証することができなかった。これは、場面想定法を使用したため、被験者が検閲事態を現実の事件として把握しにくいことが原因であるかもしれない。

受け手の諸反応に及ぼす検閲者勢力要因の効果は全く見いだせなかった。わずかに、自由への脅威に対する認知と、コミュニケーターに対する評価が、自由回復要因の影響を受けていた。すなわち、自由無回復条件の方が直接的自由回復条件よりも、検閲による自由への脅威をより強く認知させていた。脅やかされた自由が回復不可能であれば、自由への脅威がより大きくなるという現象は、心理的リアクタンス理論からの解釈と一致する。

また、自由無回復条件の方が、直接的自由回復条件と間接的自由回復条件よりも、コミュニケーターに対する評価が低かった。心理的リアクタンス理論から単純に解釈するならば、自由無回復の場合の方が自由への脅威は大きいため、心理的リアクタンスが大きくなり、脅やかされたコミュニケーションの送り手に対する評価が高まる、という予測が成り立つ。しかし、本研究の結果はそうした予測と反対方向の結果であった。これは、自由の無回復がリアクタンスを生じさせ、コミュニケーターの評価が高まるという側面よりも、むしろ、自由を直接的に回復するあるいは間接的に回復する努力を行ったコミュニケーターに対して好意的評価が高まるという側面の方が顕在化したことによると解釈できる。すなわち、検閲という自由への脅威に対抗し、脅やかされた自由を取り戻そうと行動したコミュニケーターが高い評価を得たのであろう。こうした解釈は、心理的リアクタンス理論の考え方と矛盾するものではない。

検閲事態における受け手の態度変化に及ぼす検閲者の勢力の効果に関しては、深田（1977）および本研究で用いた場面想定法とは異なる方法を用いて、再検討する必要がある。

引用文献

- Ashmore, R. D., Ramchandra, V., & Jones, R. A. 1971 Censorship as an attitude change induction. In R. A. Wicklund 1974 *Freedom and reactance*. New York: John Wiley & Sons. Pp. 32-33.
- Brehm, J. W. 1966 *A theory of psychological reactance*. New York: Academic Press.
- Brehm, S. S., & Brehm, J. W. 1981 *Psychological reactance: A theory of freedom and control*. New

York: Academic Press.

深田博己 1977 コミュニケーションの検閲と心理的反発による態度変容 広島大学教育学部紀要 第一部, 26, 259-269.

深田博己 1988 インターパーソナル・コミュニケーション—対人コミュニケーションの心理学—北大路書房

西田公昭 1995 マインド・コントロールとは何か 紀伊國屋書店

Wicklund, R. A., & Brehm, J. W. 1967 Effects of censorship on attitude change and desire to hear a communication. In R. A. Wicklund 1974 *Freedom and reactance*. New York: Jone Wiley & Sons. Pp. 31-32.

Worchel, S., & Arnold, S. E. 1973 The effects of censorship and attractiveness of the censor on attitude change. *Journal of Experimental Social Psychology*, 9, 365-377.

Worchel, S., Arnold, S., & Baker, M. 1975 The effects of censorship on attitude change: The influence of censor and communication characteristics. *Journal of Applied Social Psychology*, 5(3), 227-239.

[付記]

本研究のデータ収集に関しては、安達和博、菊池靖代、檜垣和也、森博美の四氏にご協力いただいた。記して謝意を表したい。

補助資料 1 : 刺激文

各条件に共通の部分

脳死とは、回復不能な脳機能の喪失であり、全脳死をもって脳死とされています。ひとたび脳死に陥れば、いかに他の臓器への保護手段をとろうとも心臓停止に至り、決して回復することはありません。

脳死の問題については世界中で30年近く検討され、肝臓などの移植には心臓が停止していない状態での臓器が適していることから、臓器移植と関連して語られてきました。日本では心臓死をもってヒトの死とする従来の死生観が根強く、日本医師会などで脳死をヒトの死と認めるようになったのはごく最近のことです。同時に臓器移植についても技術は進歩し、私立K医科大学などで臓器移植が多く行われ、移植を待ち望む患者もたくさんいます。

しかし、臓器提供者は移植希望者の数をはるかに下回っています。脳死状態では心臓は動いており、心臓が停止するまで死を認めたくないという感情的問題がそこにはあります。なぜなら、せっかく臓器を移植し

ても患者に付着しなければ意味がなく、それならば心臓が停止するまで生かしてあげたいと家族が希望するからです。また、人権という見地からも、脳死状態での死の判定は疑問が残されます。(中略)

なかでも、私立K医科大学の臓器移植チームは日本で最先端の技術開発をしていることで有名です。臓器提供希望者には、付属病院にある臓器バンクへの登録を勧めています。

私立K医科大学では、昨年(平成3年度)の大学祭で、大学祭実行委員会が脳死問題を研究しているT大学助教授(倫理学専攻)を講師に迎えての講演会を企画しました。

この講演会は「脳死をヒトの死(個体死)として認めることはできない」という趣旨のものでした。

条件によって異なる部分

高検閲者勢力・直接的回復条件 実行委員会の学生が講演会の宣伝を掲示板に掲示したところ、大学当局が講演会を中止するよう通告してきました。もし実行委員会が予定通り“脳死を個体死と認めることはできない”という内容の講演会を強行するのなら、大学当局は実行委員会の学生の行動を監視するような組織をつくり、訓戒や停学等の懲戒処分をとることが可能でした。大学当局が講演会の中止を通告したにもかかわらず、実行委員会は大学祭では予定どおり“脳死を個体死と認めることはできない”という内容の講演会を開催しました。

高検閲者勢力・間接的回復条件 実行委員会の学生が講演会の宣伝を掲示板に掲示したところ、大学当局が講演会を中止するよう通告してきました。もし実行委員会が予定通り“脳死を個体死と認めることはできない”という内容の講演会を強行するのなら、大学当局は実行委員会の学生の行動を監視するような組織をつくり、訓戒や停学等の懲戒処分をとることが可能でした。大学当局が講演会の中止を通告したので、実行委員会は大学祭では“脳死を個体死と認めることはできない”という内容の講演会を中止し、かわりに予定されていた講演者の著書の要約を書いたビラを配りました。

高検閲者勢力・無回復条件 実行委員会の学生が講演会の宣伝を掲示板に掲示したところ、大学当局が講演会を中止するよう通告してきました。もし実行委員会が予定通り“脳死を個体死と認めることはできない”という内容の講演会を強行するのなら、大学当局は実行委員会の学生の行動を監視するような組織をつくり、訓戒や停学等の懲戒処分をとることが可能でした。大学当局が講演会の中止を通告したので、実行委員会は大学祭では“脳死を個体死と認めることはできない”という内容の講演会を中止しました。

低検閲者勢力・直接的回復条件 実行委員会の学生が講演会の宣伝を掲示板に掲示したところ、大学当局が講演会を中止するよう通告してきました。もし実行委員会が予定通り“脳死を個体死と認めることはできない”という内容の講演会を強行しても、大学当局は実行委員会の学生の行動を監視するような組織をつくったり、訓戒や停学等の懲戒処分をとることは不可能でした。大学当局が講演会の中止を通告したにもかかわらず、実行委員会は大学祭では予定どおり“脳死を個体死と認めることはできない”という内容の講演会を開催しました。

低検閲者勢力・間接的回復条件 実行委員会の学生が講演会の宣伝を掲示板に掲示したところ、大学当局が講演会を中止するよう通告してきました。もし実行委員会が予定通り“脳死を個体死と認めることはできない”という内容の講演会を強行しても、大学当局は実行委員会の学生の行動を監視するような組織をつくったり、訓戒や停学等の懲戒処分をとることは不可能でした。大学当局が講演会の中止を通告したので、実行委員会は大学祭では“脳死を個体死と認めることはできない”という内容の講演会は中止し、かわりに予定されていた講演者の著作の要約を書いたピラを配りました。

低検閲者勢力・無回復条件 実行委員会の学生が講演会の宣伝を掲示板に掲示したところ、大学当局が講演会を中止するよう通告してきました。もし実行委員会が予定通り“脳死を個体死と認めることはできない”という内容の講演会を強行しても、大学当局は実行委員会の学生の行動を監視するような組織をつくったり、訓戒や停学等の懲戒処分をとることは不可能でした。大学当局が講演会の中止を通告したので、実行委員会は大学祭では“脳死を個体死と認めることはできない”という内容の講演会を中止しました。

補助資料 2：質問項目

検閲者の勢力に対する認知

1. K医科大学の大学当局の、監視したり処罰したりする力は強いと思いますか、それとも弱いと思いますか。(非常に弱い1点～非常に強い7点)

自由回復認知

2. K医科大学の大学祭で実行委員会の学生達は結局どのような形で「脳死をヒトの死と認めない」という主張を行いましたか。(①講演会を強行した、②「脳死をヒトの死と認めない」という趣旨のピラを配った、③何もしなかった)

自由への脅威に対する認知

3. K医科大学の大学当局は学生たちに大学側の方針

を押し付けようとしていると思いますか、それとも思いませんか。(全くそう思わない1点～非常にそう思う7点)

4. K医科大学の大学当局には学生の意見を尊重する気持ちがみられないと思いますか、それとも思いませんか。(全くそう思わない1点～非常にそう思う7点)

心理的リアクタンス

5. K医科大学の大学当局の、講演会の中止を通告したという行為に対して、反発を感じますか、それとも感じませんか。(全く反発を感じない1点～非常に反発を感じる7点)

検閲者に対する評価

6. K医科大学の大学当局は信頼できると思いますか、それとも思いませんか。(非常に信頼できる1点～全く信頼できない7点)
7. K医科大学の大学当局に対して好感をもてますか、それとももてませんか。(非常に好感のもてる1点～全く好感のもてない7点)

検閲に対する評価

8. K医科大学の大学当局の、講演会の中止を通告したという行為について、あなたは賛成ですか、それとも反対ですか。(非常に賛成1点～全く反対7点)
9. K医科大学の大学当局の、講演会の中止を通告したという行為には、正当性があると思いますか、それともないと思いますか。(非常に正当性がある1点～全く正当性がない7点)

コミュニケーターに対する評価

10. K医科大学の大学祭実行委員会の学生たちは、信頼できると思いますか、それとも思いませんか。(全く信頼できない1点～非常に信頼できる7点)
11. K医科大学の大学祭実行委員会の学生たちに対して好感をもてますか、それとももてませんか。(全く好感のもてない1点～非常に好感のもてる7点)

講演会に対する評価

12. K医科大学の大学祭実行委員会の学生たちによる講演会の開催について、あなたは賛成ですか、それとも反対ですか。(全く反対1点～非常に賛成7点)
13. K医科大学の学生たちによる講演会の開催には、正当性があると思いますか、それともないと思いますか。(全く正当性がない1点～非常に正当性がある7点)

話題に対する態度

14. あなたは「脳死をヒトの死と認めない」という意見に賛成ですか、それとも反対ですか。(全く反対1点～非常に賛成7点)